

第 1 3 回協議会における質疑事項に対する回答

(川本委員)

有害大気汚染物質モニタリング調査結果について、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンと比較すると相対的にジクロロメタンが高くなっている。

原因としては廃棄物の掘削が想定されるが、もう少し離れたところ、山間部などでジクロロメタンがこういった濃度で出てくるものなのか調べられないか。

(回答)

環境基準は、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質について定められているものであり、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しないこととなっています。

よって、山間部など一般に人が生活していない場所についての調査結果はありませんが、県内 2 地点でジクロロメタンに関する一般環境の調査を実施しており、平成 1 4 年度から平成 1 6 年度までの調査結果は下表のとおりとなっています。

(単位：mg/m³)

地点名	最大	最小	平均	環境基準
堤小学校(青森市)	0.00070	0.00047	0.00057	0.15
八戸小学校(八戸市)	0.00054	0.00029	0.00046	

一方、県境不法投棄現場 3 地点(別図参照)における平成 1 5 年 1 1 月から今年 6 月までの調査結果は下表のとおりとなっています。

(単位：mg/m³)

地点名	最大	最小	平均	環境基準
県境界(A-1a)	0.00044	0.00007	0.00026	0.15
敷地南側境界(A-1b)	0.00051	0.00010	0.00031	
敷地西側境界(A-1c)	0.00042	0.00008	0.00025	

一般環境の調査結果は年平均値であり、現場の調査結果は一日の調査結果ですので、単純に比較することはできませんが、現場の調査結果の方が低い値となっており、少なくとも同じレベルであると考えられます。

また、敷地西側境界(A-1c)は他の 2 地点と比較して掘削・選別場所から離れており、周辺の山間部(バックグラウンド)に比較的近い数値であると考えられますが、他の 2 地点と大きな違いは見られませんでした。

別図 有害大気汚染物質モニタリング位置図

○ 調査地点

○ 県境境界 (A-1a)

○ 敷地南側境界 (A-1b)

○ 敷地西側境界 (A-1c)

